

地域農業維持発展支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町の交付する地域農業維持発展支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、吉賀町補助金等交付規則（平成18年吉賀町規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(交付の目的等)

第2条 町は、地域農業を維持していくためには認定農業者等の担い手が農地を集約集積することが重要であるが、担い手だけでは広範囲で、様々な条件がある農地を維持するのは困難であり、半農半X、兼業農家をはじめとする多様な担い手が農業経営を維持していくことで担い手を補完することが重要であることから、将来にわたって農地を利用する農業を担う者を支援することにより、本町の地域農業の維持発展を実現するために行う事業を実施するものとし、その事業に要する経費のうち町長が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の対象等)

第3条 補助金の交付の対象は、これまでに地域農業維持発展支援事業費補助金の交付を受けていない者であって、今後5年間営農を継続する者のうち、以下のいずれかに該当する者をいう。ただし、既に交付決定を受けた者であっても、交付を受けた額が交付の限度額に達していない場合は、該当する事業区分に関わらず、50万円から既に交付を受けた額を除いた額を上限として再度の申請をすることができる。

(1) 地域農業支援枠

地域計画のうち目標地図に位置付けられた又は当該年度中に位置付けられることが確実な農業を担う者とする。ただし、任意の集落営農組織においては、組織内の組合員が1人でも目標地図に位置付けられた農業を担う者であれば対象とする。

(2) 有機農業支援枠

前号に加え、有機JAS取得者または環境保全型農業直接支払交付金のうち、有機農業の取組を行っている者又は取り組む見込みのある者とする。

2 補助対象とする農業用機械・施設については以下のとおりとし、交付の率及び交付の限度額については別表のとおりとする。

(1) 補助対象とする農業用機械等の耐用年数はおおむね5年以上のものとする。ただし、事業の対象となる農業用機械等が中古である場合には、残存耐用年数が2年以上のこと。

- (2) 用地の買収若しくは賃借に要する費用又は補償費は、補助対象としない。
- (3) 農業用機械・施設のうち、生産活動の範囲以外にも供用できるものは原則として補助対象としない。ただし、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー等の機械については、以下の要件をすべて満たす場合、この限りではない。
- ア 農産物の生産等に係る作業に使用する期間内において他用途に使用されないものであること。
- イ 農業経営において真に必要であること。
- (4) 地域農業支援枠の場合、穀物乾燥機は原則補助対象としない。
- (5) 補助対象とする農業用機械・施設に係る消費税及び地方消費税は補助対象としない。
- (6) 修繕及び消耗品等の購入は補助対象としない。
- (7) 既存の施設・機械の代替として、同種・同能力のものを再度整備する（いわゆる更新。）場合は、地域農業の維持の観点からみて適當と認められたときは補助対象とする。

（補助事業実施期間）

第4条 補助事業実施期間は交付決定日から当該年度の3月31日までとする。なお、本事業に係る納品・検査・支払等の手続きについてはすべて補助事業実施期間内に行うこととする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者が規則第4条の規定により提出する申請書は、地域農業維持発展支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

（補助金の交付決定）

第6条 町長は、規則第5条の規定により補助金の交付を決定した場合、地域農業維持発展支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

2 予算の範囲を超える申請があった場合において町長が別に定める方法により採点を行い、点数の高い順に交付対象者とする。

（補助事業の変更等の承認申請）

第7条 補助事業者は、規則第9条の規定により町長の承認を受けようとするときは、地域農業維持発展支援事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、規則第9条第2項の規定により補助金の交付の変更等を決定した場合、地域農業維持発展支援事業費補助金変更（中止・廃止）交付決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

（実施状況の報告）

第8条 補助事業者は、町長が指示したときは、補助事業の実施状況を速やかに報告しなければならない。

（実績報告）

第9条 規則第10条に規定する実績報告書は、地域農業維持発展支援事業費補助金実績報告書（様式第5号）とする。

2 補助事業者は、前項の実績報告書を当該補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第10条 町長は、規則第11条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合、地域農業維持発展支援事業費補助金確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第11条 町長は、第2条に規定する補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、地域農業維持発展支援事業費補助金概算（精算）払請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の経理等）

第12条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を備え、補助金交付の決定を受けた年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

別表（第3条関係）

事業区分	交付の率	交付の限度額
地域農業支援枠	補助対象経費の1／6以内（算出した額に1,000円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てた額） ただし、国または県が実施する直接補助事業の採択等を受けている場合は交付額の合計が事業費の1／2を上回らない額を限度とする。	1事業実施主体当たり50万円 （下限事業費） 1機械等当たり20万円
有機農業支援枠	補助対象経費の1／3以内（算出した額に1,000円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てた額） ただし、国または県が実施する直接補助事業の採択等を受けている場合は交付額の合計が事業費の1／2を上回らない額を限度とする。	1事業実施主体当たり50万円 （下限事業費） 1機械等当たり20万円